

那須塩原市に転入された方へ



R7.1

対象となる方は、それぞれの窓口で手続きをお願いします。

対象となる方	受付窓口	必要な手続き
□ 「国民健康保険」に加入している方	② 国保年金課 62-7129	新たに加入の手続きをしてください。 前住所地で社会保険を抜けたまま転入された方は資格喪失証明書が必要な場合があります。
□ 「国民年金」に加入中の方		「会社等を退職」「国外から帰国」等により、国民年金に加入される方は手続きをしてください。 前住所地で厚生年金を抜けたまま転入された方は資格喪失証明書が必要な場合があります。
□ 「後期高齢者医療保険」に加入している方		後期高齢者医療資格確認書の交付手続きをしてください。
□ 「児童手当」を受けている方	③ 子育て支援課 62-7042	高校修了年代までのお子さんのいる方は手続きをしてください。 単身赴任等、お子さんが別に住んでいる方も手続きが必要です。 ※転入日翌日から起算して、15日以内に手続きをしてください。
□ 「児童扶養手当」を受けている方		住所変更の手続きをしてください。
□ 「18歳以下のお子さん」がいる方		こども医療費助成制度がありますので、「受給資格者証」の交付申請をしてください。
□ 「身体障害者手帳1・2級」をお持ちの方 □ 「療育手帳A1・A2」をお持ちの方 □ 「精神障害者福祉手帳1級」をお持ちの方		重度心身障害者医療費助成制度がありますので、「受給資格者証」の交付申請をしてください。
□ 「妊娠されている」方		妊産婦医療費助成制度がありますので、「受給資格者証」の交付申請をしてください。 ※妊婦健康診査受診票の交付は子育て相談課になります。
□ 「母子・父子家庭」の方		ひとり親家庭医療費助成制度等がありますのでご相談ください。
□ 「保育園」に入園したい方		申込方法を説明しますので、ご相談ください。
□ 「介護保険サービス」を利用される方 □ 「65歳以上」の方	④ 高齢福祉課 62-7113	前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方は、「受給資格証明書」を持参し、転入日から14日以内に手続きをしてください。 介護保険証の交付手続きをしてください。
□ 「身体障害者手帳」「療育手帳」 □ 「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方		手帳の住所変更及び利用されている障害者制度（手当・障害福祉サービス等）の手続きをしてください。 必要書類等、詳しくはお問い合わせください。
□ 「自立支援医療費助成」を利用されている方	⑤ 社会福祉課 62-7026	住所変更の手続きをしてください。 加入保険等により必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
□ 「原動機付自転車等」をお持ちの方 (125cc以下)	⑦ 課税課 62-7179	新たに登録の手続きをしてください。 前住所地で廃車手続きをしていない場合や、新たに購入、名義の変更をする車両については必要書類等が異なりますので税制係へお問い合わせください。
□ 「小中学校に就学」しているお子さんのいる方	① 市民課 62-7132	引き続き前市区町村の学校に通学を希望する場合は、前市区町村教育委員会で区域外就学の手続きをしてください。
□ 「飼い犬」を登録している方	2階⑩ ネイチャーポジティブ課 62-7142	前住所地での犬鑑札を持参の上、飼い犬の登録変更の手続きをしてください。鑑札を紛失された方はご相談ください。 (新規登録、鑑札の再交付の場合には手数料がかかります。)
□ 「上下水道」を使用する方	1階⑧ 上下水道部 62-7175	新たに使用開始の手続きをしてください。



那須塩原市役所

〒325-8501

那須塩原市共壘社108番地2

